

## 特定建設作業に係る騒音、振動の規制基準

第1号区域 第1種区域、第2種区域、第3種区域と第4種区域のうち、学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域

第2号区域 指定地域のうち、第1号区域以外の区域

規制種別	区域の区分	規制基準
基準値	1号、2号	85 dB（騒音）、75 dB（振動）
作業禁止時刻	1号	19～7時
	2号	22～6時
1日当たりの作業時間	1号	10時間／日を超えないこと
	2号	14時間／日を超えないこと
作業期間	1号、2号	連続6日を超えないこと
作業禁止日	1号、2号	日曜日その他の休日

- (注) 1 基準値は、作業の場所の境界線における値である。
- 2 基準値を超えている場合、勧告・命令を行うに当たり、1日の作業時間を4時間まで短縮できる。
- 3 騒音は、騒音規制法及び県条例（騒音）、振動は、振動規制法に基づく基準である。